

農林水産委員会

委員一覧（21名）

委員長	山下 雄平（自民）	滝波 宏文（自民）	田名部 匠代（立憲）
理事 堂故	茂（自民）	藤木 真也（自民）	下野 六太（公明）
理事 船橋	利実（自民）	山田 俊男（自民）	安江 伸夫（公明）
理事 宮崎	雅夫（自民）	山本 啓介（自民）	串田 誠一（維新）
理事 徳永	エリ（立憲）	若林 洋平（自民）	紙 智子（共産）
理事 舟山	康江（民主）	石垣 のりこ（立憲）	須藤 元気（無）
加藤	明良（自民）	小沼 巧（立憲）	寺田 静（無）

（会期終了日 現在）

（1）審議概観

第210回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、本委員会付託の請願1種類24件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

競馬法の一部を改正する法律案は、競馬の健全な発展等のため、地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化等の措置を講じようとするものである。委員会では、地方競馬への支援措置の在り方、競走馬生産と引退後利用の支援等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第209回国会閉会後の9月26日、令和4年8月3日からの大雨による農林水産関係被害の状況等に関する実情調査のため、山形県に視察を行った。

11月1日、2025年農林業センサスにおいて農業集落調査を継続する必要性、飼養衛生管理の徹底等の高病原性鳥インフルエンザ等への対策と経営支援の必要性、肥料・飼料価格や燃油価格の高騰に対する新たな総合経済対策における取組、オーガニックビレッジに取り組む市町村が少ない背景、担い手確保に向けて畜産業を魅力ある業界とするためアニマルウェルフェアの取組を強化する必要性、飼料価格高騰分の差額補填や加工原料乳生産者補給金の単価引上げを直ちに実施する必要性、需給が緩和している生乳生産について全国的な需給調整機能を構築するとともに国産チーズの置き換えなど国内における需給構造を転換する必要性、国家戦略特区における法人農地取得事業の全国展開や農地所有適格法人の規制緩和について現場の声も聞いて丁寧に検討を行う必要性、学校の内装の木質化等による将来も見据えた木材需要の確保に向けた取組の必要性、サンマの漁獲量減少傾向に関する今後の予測及び対策方針等について質疑を行った。

11月8日、農林水産物の適正な価格形成を実現するための具体的施策の検討状況、成長促進等を目的とする家畜への抗生物質投与の禁止を検討する必要性、国内向け農産物等の

残留農薬基準を輸出向けと同等に厳格化する必要性、てん菜に係る交付金の交付対象数量削減の経緯及び方針の確認、水田活用の直接支払交付金の交付要件として示された「1か月以上の水張り」の現場における実施可能性、土壤診断が進まない理由と積極的に診断データを活用する必要性、農業委員や農協役員等における女性の登用及び意見反映の現状に対する評価、引きこもりの状態にある者の就労や社会参画を確保するため農福連携を活用する必要性、食料安全保障の強化に向けた水産業の振興の必要性等について質疑を行った。

12月9日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、食料自給率向上や食料安全保障に対する農林水産大臣の見解、高病原性鳥インフルエンザの今シーズンの発生状況を踏まえた対策、酪農ヘルパー制度の利用の現状及び酪農家の働き方改革に向けた同制度の今後の方針、インバウンド消費におけるアニマルウェルフェアに配慮した畜産物のニーズを調査する必要性、国産稻わらの利用を拡大するために生産者と需要者である畜産農家のマッチングを推進する必要性、需給が緩和する年末年始に向けた牛乳及び乳製品の消費拡大のための取組、酪農経営において性別別精液による後継牛と和牛の受精卵による和子牛の生産を今後も支援する必要性、日本で就労する魅力が低下しているとされる状況下における外国人技能実習制度や特定技能制度の現状と課題についての農林水産大臣の認識等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○令和4年10月25日(火)(第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○令和4年11月1日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 食料安定供給に関する件、生産資材価格高騰対策に関する件、みどりの食料システム戦略に関する件、農林水産統計に関する件、家畜伝染病対策に関する件、酪農経営に係る緊急支援に関する件、アニマルウェルフェアに関する件、国家戦略特別区域における企業による農地取得の特例に関する件、森林・林業・木材産業政策に関する件、サンマ等の漁獲量減少対策に関する件等について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堂故茂君（自民）、船橋利実君（自民）、徳永エリ君（立憲）、田名部匡代君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

○令和4年11月8日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 農作物の残留農薬基準に関する件、動物用医薬品に関する件、甘味資源作物の生産に関する件、水田農業政策に関する件、土壤診断の在り方にに関する件、農業における女性活躍の推進に関する件、農福連携の推進に関する件、食料安全保障の強化に向けた水産業の振興に関する件等について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山本啓介君（自民）、石垣のりこ君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

- 競馬法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和4年11月10日(木)（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 競馬法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官、政府参考人、参考人日本中央競馬会理事長後藤正幸君及び地方競馬全国協会理事長斎藤弘君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

若林洋平君（自民）、小沼巧君（立憲）、安江伸夫君（公明）、串田誠一君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

(閣法第7号)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、無（須藤元気君、寺田静君）

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和4年12月9日(金)（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 畜産物等の価格安定等に関する件について野村農林水産大臣、勝俣農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

串田誠一君（維新）、加藤明良君（自民）、徳永エリ君（立憲）、下野六太君（公明）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、須藤元気君（無）、寺田静君（無）

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○令和4年12月10日(土)（第6回）

- 請願第190号外23件を審査した。

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営は、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取組の結果、畜産物の生産量が増加傾向で推移する一方、依然として、担い手の高齢化、後継者不足が進行しており、特に、中小・家族経営における経営の継続を困難なものとしている。こうした事態に対応するためには、生産基盤をより一層強化する取組や次世代に継承できる持続的な生産基盤を創造する取組の継続が重要である。

このような中、ウクライナ情勢や異常な円安等に伴う穀物価格の上昇等による配合飼料等の資材価

格の高騰や、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少は、畜産・酪農経営に対し営農継続が危ぶまれるほどの甚大な影響をもたらしている。特に、飼料価格の高騰は、飼料自給率の低い我が国において食料安全保障に関わる問題であることから、飼料の輸入依存からの脱却を目指すとともに、畜産・酪農経営の安定を図り、営農継続の意欲を維持し、高めていくことが重要な課題となっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和五年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 配合飼料価格の高騰による畜産・酪農経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度を安定的に運営し、配合飼料価格の高止まりによる生産者の負担増加を抑制するための対策を着実に実施するとともに、今後の畜産・酪農経営の動向を見定め、必要に応じて追加の対策を講ずること。また、耕畜連携による飼料用とうもろこし等の国産飼料の生産・利用の拡大、飼料用米、稻発酵粗飼料の生産・利用の推進、草地等の生産性向上、稻わら等の国産粗飼料の広域流通等による国産飼料に立脚した畜産・酪農への転換を強力に推進し、飼料自給率の向上を図ること。加えて、飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組を支援すること。
- 二 配合飼料に加え、単品の濃厚飼料、購入粗飼料の価格高騰等により、生産コストが上昇している畜産・酪農経営を支援する施策を講ずること。また、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少で乳製品在庫が高水準にある中、生乳の需給ギャップを早期に解消するため、生産者による一定期間における生産抑制への取組、国産チーズの競争力強化、生産者団体・乳業者による乳製品の在庫対策を支援すること。その際、生産者の経営継続、将来的な生産力回復に配慮すること。さらに、牛乳・乳製品の消費拡大に取り組むこと。
- 三 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、各種対策を強力に推進し、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、感染リスクを低減させる取組を支援すること。また、アフリカ豚熱等の家畜伝染病の流入防止のため、水際での防疫措置等の発生予防対策を徹底すること。さらに、これらの措置を着実に進めるため、地域の家畜衛生を支える家畜防疫員や産業動物獣医師の確保・育成を図るとともに、豚熱の予防的ワクチン接種体制を強化すること。
- 四 加工原料乳生産者補給金については、飼料等の資材価格の高騰を踏まえ、中小・家族経営を含む酪農経営の維持が可能となるよう単価を決定すること。集送乳調整金については、輸送環境が急速に悪化していること等を踏まえ、条件不利地域を含めて確実にあまねく集乳を行えるよう単価を決定すること。また、総交付対象数量については、新型コロナウイルス感染症等による需要の減少を踏まえつつ国産乳製品の安定供給が図られるよう適切に決定すること。
- 五 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、生産コストの動向等を踏まえ再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。また、肉用子牛の価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急激に悪化していることに鑑み、肉用子牛生産者の経営改善を支援すること。さらに、肉用牛生産基盤の維持・強化を図るため、優良な繁殖雌牛の導入、和牛受精卵を活用した和子牛の生産等酪農経営と肉用牛経営の連携等の取組を支援すること。
- 六 経済連携協定等が、我が国の畜産・酪農経営に与える影響について、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、関税削減や日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの見直し等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、実効ある経営安定対策を講ずること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 七 畜産・酪農経営における経済性や採算性の分析を不斷に行い、大規模化の効果やリスク、飼養形

態・飼養規模の在り方などを検証し、現場と情報の共有を図ること。

八 中小・家族経営をはじめとした地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスターについて、引き続き、現場の声を踏まえた事業執行に努めつつ、飼料増産や収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援すること。また、既往債務が畜産・酪農経営に与える影響に鑑み、償還負担の軽減に向けた金融支援措置が十分に活用されるよう、その周知徹底を図ること。さらに、乳業工場・食肉処理施設の再編整備及び機能強化等を支援すること。

九 酪農経営の労働負担の軽減のため、飼養方式の改善、機械化、育成の外部化を支援するとともに、特に中小・家族経営にとって不可欠な存在である酪農ヘルパーについては、その要員の育成や確保、傷病時の利用料金の軽減等のための支援を行うこと。また、ＩＣＴやロボット技術の活用等により生産性の向上と省力化を図るとともに、後継者による継承や新規就農の推進のための取組を強力に支援すること。さらに、畜産・酪農の現場に外国人材が円滑に受け入れられるよう環境整備を進めること。

十 國際社会において、ＳＤＧｓに基づく環境と調和した持続可能な農業の促進が求められていることを踏まえ、持続的な畜産物生産に向けた家畜ふん堆肥の利用推進や高品質化、家畜排せつ物処理施設の機能強化等の温室効果ガス排出量の削減に資する取組を支援すること。また、畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成やGAP認証取得等の取組を支援するとともに、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及を図ること。

十一 家畜能力等の向上を図る取組を一層支援すること。また、関係者の長年の努力の結晶である和牛遺伝資源の厳格な流通管理及び知的財産としての価値の保護を確実に実施すること。

十二 畜産物の輸出促進を図るため、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携した産地のコンソーシアム化、コンソーシアムと品目団体との連携による販売力の強化等を進めるとともに、国産畜産物の需要の増加に対応できる生産基盤の構築や輸出対応型の処理加工施設の整備に取り組むこと。

十三 原発事故に伴う放射性物質の吸収抑制対策及び放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の処理を強力に推進すること。また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

右決議する。